

【H25.3.5 岡山地方裁判所委員会(第26回)配布資料】

岡山簡易裁判所民事受付における手続案内の調査結果について

(調査期間 平成24年12月3日～平成25年2月28日)

岡山地方裁判所

1 来庁者が、裁判所(簡易裁判所民事受付)に来る前に相談した機関等

弁護士・ 弁護士会	法テラス	警察	労働関係機関 (※1)	消費生活 センター	保険会社	法務局	宅建協会	交通事故 相談センター
23	8	7	4	3	2	2	2	2
司法書士・ 司法書士会	市町村役場 (※2)	陸運局	福祉事務所	銀行	きらめき プラザ(※3)	社会保険 労務士		その他
1	1	1	1	1	2			2

※1 労働局, 労働基準監督署

※2 市町村役場が行っている法律相談会等

※3 県の福祉相談センター, 消費生活センター, 男女共同参画推進センター, 交通事故相談所等が入居している施設の総称

2 裁判所(簡易裁判所民事受付)が、手続案内後、来庁者に利用を案内した機関等

弁護士・ 弁護士会	法テラス	警察	労働関係機関 (※1)	消費生活 センター	保険会社	法務局	宅建協会	交通事故 相談センター
14	8		2	1	1			
司法書士・ 司法書士会	市町村役場 (※2)	陸運局	福祉事務所	銀行	きらめき プラザ(※3)	社会保険 労務士	破産管財人	その他
5	2	1					1	

※1, ※2, ※3は, 1に記載したのと同じ。